

知事管理漁獲可能量の設定（水産課）

島根県告示第228号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、島根県資源管理方針に即して、するめいかに関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定により公表する。

令和3年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

するめいかに関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量

令和3年3月31日 公表

するめいかに関する令和3管理年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

- 1 島根県に配分された漁獲可能量
現行水準
- 2 知事管理漁獲可能量

島根県するめいか漁業区分に係る知事管理漁獲可能量は、現行水準とする。